

（第 1 4 号議案）

中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 7 条 （略）	第 1 条～第 7 条 （略）
第 8 条 （略）	第 8 条 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第 4 条及び第 5 条に規定する週休日をいう。第 1 7 条の 3 第 1 項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。	4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第 4 条及び第 5 条に規定する週休日をいう。 <u>第 1 4 条第 5 項及び第 1 7 条の 3 第 1 項において同じ。</u> ）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
第 9 条～第 1 3 条 （略） （超過勤務手当）	第 9 条～第 1 3 条 （略） （超過勤務手当）
第 1 4 条 （略）	第 1 4 条 （略）
2～4 （略）	2～4 （略）
5 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が 1 箇月について 6 0 時間を超えた職員には、その 6 0 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 1 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。	5 正規の勤務時間を超えてした勤務（ <u>週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。</u> ）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が 1 箇月について 6 0 時間を超えた職員には、その 6 0 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 1 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 1 0 0 分の 1 5 0（その時間が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、1 0 0 分の 1 7 5）	(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 1 0 0 分の 1 5 0（その時間が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、1 0 0 分の 1 7 5）
(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 1 0 0 分の 5 0	(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 1 0 0 分の 5 0
第 1 5 条～第 2 1 条 （略）	第 1 5 条～第 2 1 条 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
別表第 1～別表第 7 （略）	別表第 1～別表第 7 （略）
附 則 <u>この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。</u>	